

## 水戸市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

### 1 社会保険等への加入について

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

### 2 法定外労災保険への加入について

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

### 3 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。

なお、土木一式、建築一式、電気、管、舗装の5工種は3ランク制、水道は2ランク制による格付を行います。

### 4 有資格請負業者名簿登録の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

### 5 入札参加資格の登録

申請に当たっては、以下の項目に該当した場合は、入札参加資格の登録ができませんので御注意ください。

- (1) 本店の所在地が水戸市外にある建設業者で、6工種を超える申請をしたとき。（登録する工種の数に6工種以内で申請してください。）
- (2) 水戸市外に本社のある建設業者（本市に建設業法に基づく営業所等を有する者を除く。）で総合評定値通知書による数値及び水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第9条の規定による主観数値を合計した数値が400点未満であるとき。
- (3) 資格審査を受けた後に資格を取り下げた業者で、同一有効期間内の申請のとき。

### 6 名簿の公表

有資格請負業者名簿については、閲覧（水戸市情報公開センター及び契約検査課）及びインターネット（水戸市契約検査課ホームページ）で公表します。**郵送による登録結果の通知は行いませんので御了承ください。**

### 7 格付等級の残留措置について

格付等級については、入札参加資格審査の結果、令和5・6年度有資格請負業者名簿より上位等級へ昇級となる場合でも、入札参加資格申請時に昇級を希望しない申出をした者に対しては、現行の等級区分に残留することを認めるものとします。

ただし、格付等級が下がる場合は、残留措置は適用外です。

## 8 個別書類について（水戸市に入札参加申請をする方は必須）

書類名	備考
個別書類チェック表	個別書類の有無に関わらず、 <b>水戸市に入札参加申請をする方は必ず</b> 提出してください。

## 9 その他個別書類について（ただし、市内本店業者のみ）

本店の所在地が水戸市内にある建設業者で、下表の項目の加点を希望する場合のみ提出してください。

項目	書類名
1. 過去2年間（令和4年度から令和5年度）に茨城県からの要請に基づき水戸市内で防疫活動を行った建設業者	活動の実績を証明する書類の写し
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のくるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定を受けている建設業者	次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度（くるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定）の認定通知書の写し
3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度のえるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を受けている建設業者	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）の認定通知書の写し
4. 法定外福利厚生を制度化している建設業者	次のいずれかの書類の写し ①労働基準監督署に届出の義務のある場合は、提出した就業規則等の書類の写し ②労働基準監督署に届出の義務のない場合は、福利厚生について独自に制度化している書類の写し ただし、福利厚生の目的、内容等を記載した規則等（取締役会の承認など）により制度化しているものとし、福利厚生事業を実施している団体・企業に加入又は支援を受けている場合を含みます。 ※法定外福利厚生とは、通勤手当、住宅手当、特別休暇、健康診断の補助、慶弔金などです。健康保険、介護保険、育児休業などは含みません。

※主観数値の加点は、茨城県共同受付申請時の調書に基づいておりますので、御留意願います。

10 契約権限等の委任について

本社から契約権限等を営業所や支店等に委任を行う場合、委任先営業所は建設業法上の営業所としてください。

11 問合せ先 水戸市財務部契約検査課工事契約係 TEL 029-232-9136